

学校いじめ防止基本方針

北海道新篠津高等養護学校

I いじめとは

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

2 いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る」と認識する。
- ・「いじめを受けた児童生徒にも、何らかの原因がある、責任がある」という認識は持たない。
- ・いじめの未然防止に努め、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。

3 いじめの構造と動機

(1) いじめの構造

いじめは、「いじめる生徒」「いじめられる生徒」の2者だけでなく、はやし立てる「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」の存在があることが多いとされている。いじめを防ぐには、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」やいじめを告発する「相談者」が現れるかどうかポイントになります。

(2) いじめの動機

いじめの動機には、次のものなどが考えられる。

①心理的ストレス(過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする)

②集団内の異質な者への嫌悪感情

(凝集性が過度に高まった学級集団では、基準からはずれた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある)

③ねたみや嫉妬感情

④遊び感覚やふざけ意識

⑤金銭などを得たいという意識

⑥被害者となることへの回避感情

などが挙げられる。

そのため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起り得る。

(3) いじめの態様

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4 いじめの認知と解消

(1) いじめの定義に基づく認知

- ・家庭、地域、関係機関等に対してどのような行為が「いじめ」に該当するのかを説明し、共通理解を図る。
- ・いじめを積極的に認知し、早期発見、早期解決に努めようとしていることについて、理解を得る。

(2) 事案の認知について

- ・教職員が気付いた全ての事案(いじめやいじめの疑いがある状況)について、生徒指導主事に報告する。
- ・事案について関係者間で情報共有を行い、役割分担のもと速やかに関係者に聞き取りを行う。
- ・いじめ対策会議にて、事案の詳細を確認するとともに結果を共有する。
- ・いじめ対策会議は、「いじめの定義」を踏まえて、いじめの認知を行う。

(3) いじめの解消について

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも二つの要件が満たされていることが必要となる。ただし、必要に応じて、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめの係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。少なくとも3ヶ月を目安とする。

ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないか面談等により確認する。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

II 学校いじめ対策組織

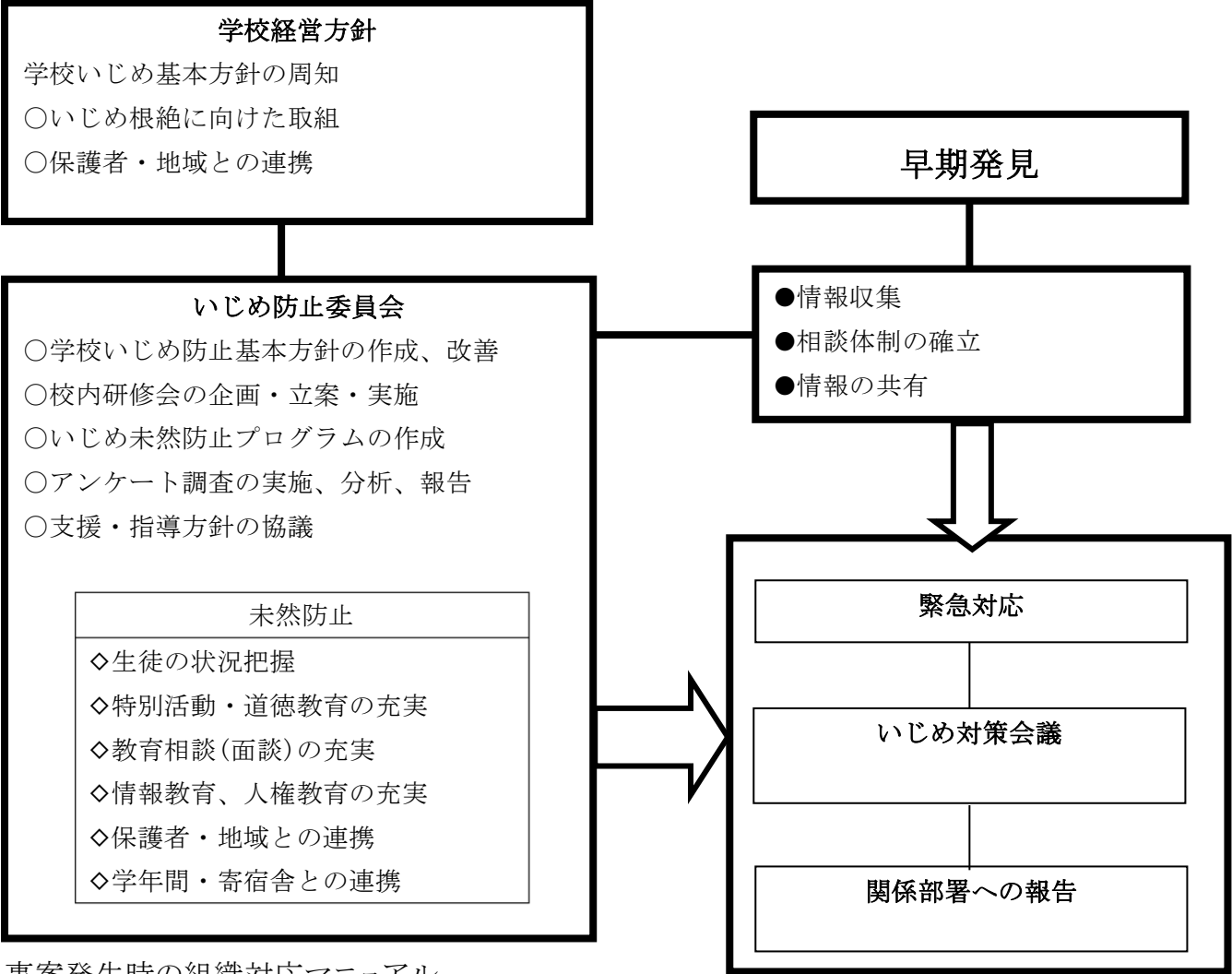
1 構成員

教頭、生徒指導主事、主幹教諭、総務部長、学年主任、生徒指導部学年担当、学年 Co、担任、寮務主任、生活支援部長、男子棟・女子棟主任、舎室担当

2 役割

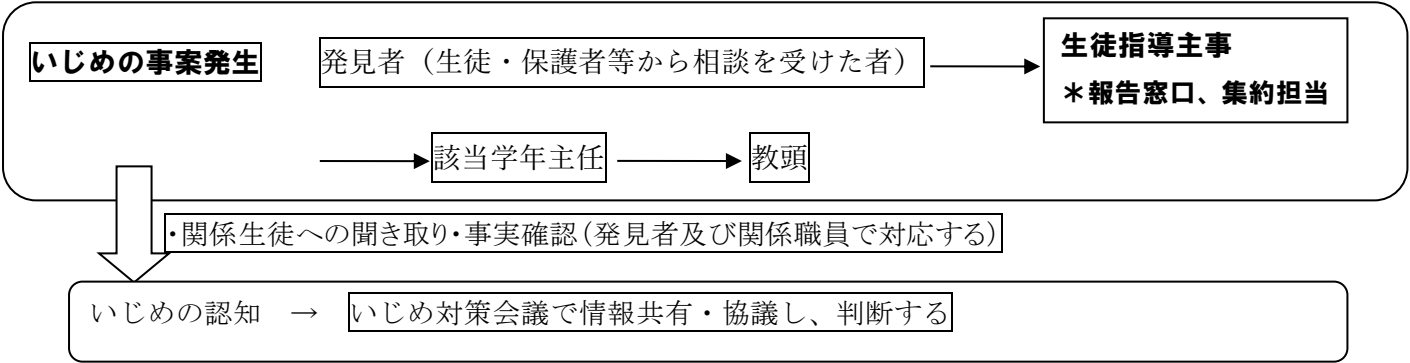
- (1) 学校いじめ防止プログラム(アンケートやいじめ防止の取組などの年間指導計画)の作成
- (2) 校内研修の企画・立案・実施
- (3) いじめの相談、通報の窓口
- (4) いじめ事案に関する会議の開催
- (5) 学校いじめ防止基本方針の点検、見直し
- (6) いじめの重大事態の調査等

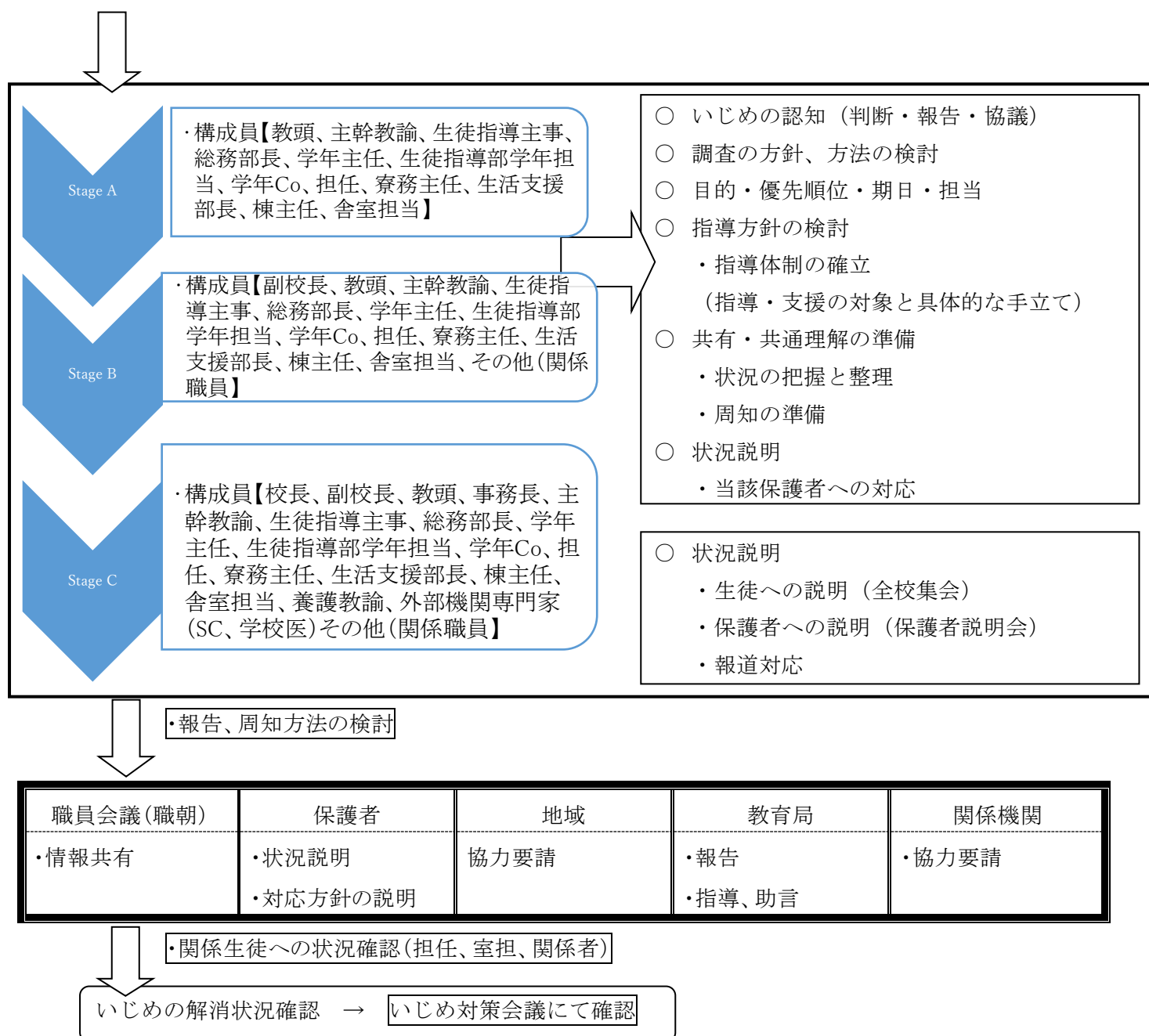
3 組織図



4 事案発生時の組織対応マニュアル

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組





※解消状況の確認次第では、支援・指導の継続を行う。また、新たに聞き取りや事実確認が必要な場合には関係者間で連携し、迅速に対応する。

Ⅲ いじめの予防

いじめへの対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。

生徒に対しては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

①生徒の状況把握
・個別の教育支援計画の活用
・コミュニケーション能力の育成
・一人一人に応じた授業づくり

②特別活動・道徳教育の充実
・人権意識の理解・啓発
・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
・係活動の充実

③教育相談の充実
・担任、舎室担当による教育相談
・生徒指導担当者による教育相談
・コーディネーターによる教育相談

④情報教育の充実
・「情報」におけるモラル教育の充実
・教科等を合わせた指導の中での情報教育の充実
・学校、寄宿舍生活全体を通した情報教育の充実

⑤保護者・地域との連携
・学校公開の実施
・村内関係機関との連絡体制の構築
・村内商店との連絡体制の確立
・学校評議員会での説明、協力要請
・PTA への説明、協力要請
・保護者懇談会等での説明

IV いじめの早期発見

いじめを深刻化させないために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

①情報の収集
・教職員の観察からの気付き
・養護教諭からの情報
・生徒からの相談、訴え
・アンケートの実施
・各種調査からの気付き

②相談体制の確立
・相談窓口の設置及び周知
・面談の定期的実施

③情報の共有
・情報の整理、分析
・教職員への情報提供
・報告経路の明示、報告の徹底
・職員会議での情報共有
・対象生徒の状況
・進級時の引継ぎ

■ チェックリストの活用 ■

いじめられている生徒のサイン	生 徒 名							
遅刻・欠席が増える								
遅刻・欠席の理由を明確に言わない								
教師と視線が合わず、うつむいている								
体調不良を訴える								
保健室・トイレに行くようになる								
決められた座席と異なる席に着いている								
給食にいたずらをされている								
給食を所定の場所で食べない								
ふざけている表情がさえない								
友達とのかかわりを避ける								
慌てて下校する								
持ち物がなくなる								
持ち物にいたずらをされている								
嫌なあだ名が聞こえる								
何か起こると特定の生徒の名前が出る								
筆記用具等の貸し借が多い								
いじめている生徒のサイン	生 徒 名							
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話している。								
ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている								
教職員が近づくと、不自然に分散する								
自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる								
寄宿舎や家庭でのサイン	生 徒 名							
学校や友達のことを話さなくなる								
友人やクラスの不平や不満を口にすることが多くなる								
朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする								
特定の友人からの誘いをよく断る								
受信したメールをこそこそ見る								
電話におびえる								
遊ぶ友達が急に変わる								
部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする								
理由のはっきりしない衣服の汚れがある								
理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある								
登校時間になると体調不良を訴える								
食欲不振・不眠を訴える								
持ち物がなくなったり、壊されたりする								
持ち物に落書きがある								
お金をほしがる								

V いじめへの対応

1 生徒への対応

(1) いじめられている生徒への対応

- ア 安全の確保に努める。
- イ 心のケアをするように努める。
- ウ 今後について、共に考える。
- エ 自尊感情を高めるよう留意する。
- オ 守り通すこと、秘密を守ることを伝え、不安の除去に努める。

(2) いじめている生徒への対応

- ア いじめの事実を確認する。
- イ 毅然とした態度で指導する。
- ウ いじめの背景や要因の理解に努める。
- エ いじめられている生徒の苦痛に気付けるようにする。
- オ いじめをやめさせ、再発の防止に努める。

2 関係集団への対応

- (1) 自分の問題として捉えられるようにする。
- (2) いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- (3) はやしたてる等同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であると理解させる。

3 保護者への対応

(1) いじめられている生徒の保護者に対して

- ア 迅速に事実関係を伝える。
- イ 徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える。
- ウ できる限り不安を除去する。

(2) いじめている生徒の保護者に対して

- ア 事実確認後、迅速に保護者に連絡する。
- イ 保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。
- ウ 継続的な助言を行う。

(3) 保護者同士が対立する場合等

- ア 双方の保護者へ事実関係を丁寧に説明する。
- イ 対応者を十分に検討して対応に当たる。
- ウ 教育局や関係機関と連携し、解決を目指す。

4 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

(1) 教育局との連携

- ア 関係生徒への支援、指導、保護者への対応方法の助言

イ 関係機関との調整

(2) 警察との連携

ア 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある場合

イ 犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める場合

(3) 福祉機関との連携

ア 家庭の養育に関する指導・助言

イ 家庭での生徒の生活・環境の状況把握

(4) 医療機関との連携

ア 精神保健に関する相談

イ 精神症状についての治療・指導・助言

VI 重大事態への対応

1 重大事態とは

(1) 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

(2) 生徒が相当の期間学校を欠席せざるを得ない場合

- 年間の欠席が 30 日程度以上の場合
- 一定期間、連続した欠席がある場合

2 重大事態の時の報告、調査

学校は、重大事態が発生した場合、本庁特別支援教育課に報告する。北海道教育委員会が調査主体を決定し、重大事態調査を行う。

令和8年度 いじめ防止標語（生徒会）

「いじめ」はどのような理由があったとしても絶対に許されないものです。

各学級には、「いじめ」について考え、「いじめ」は絶対にしない！ゆるさない！という話し合いを深めるため、執行委員会が中心となって「いじめ防止標語」を募集しました。

標語は各学級1点ずつ考え、その中から校長先生と副校長先生、教頭先生にそれぞれ選んでいただき、生徒会四役と執行委員会も審査に加わり、5つを表彰しました。

校長賞

「その言葉 未来の自分にかえってくる」（生産技術科3年）

副校長賞

「その行動、発言、一度やったらもう取り消せない」（家庭総合科3年）

教頭賞

「いじめはださいよ、きずつくよ」（クリーニング科2年）

生徒会賞

「その言葉 夢を失う絶望だ」（窯業科2年）

執行委員会大賞

「あなたの態度はLサイズ あなたの心の広さはSSサイズ」
（木工科2年）

参考資料

- ・ いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学省）
- ・ 北海道いじめ防止基本方針改定（素案）【概要版】
- ・ いじめ防止対策推進法
- ・ いじめの重大事態に関するガイドライン（文部科学省）
- ・ 生徒指導提要